

(仮称)市民活動推進条例とは？ (アンケートをお願いする趣旨について)

◆ 今回のアンケートのねらい

- ① 自治・町内会の現状はどうか把握する
⇒どんな活動をしている？人手不足？高齢化している？課題や、困っていることは？・・・など。
- ② その結果、「自治・町内会と市民活動団体との協働の可能性はあるか？」「市民活動と自治・町内会はどのように関っていけるだろうか？」・・・等を考える素材になると考えられるため、集計結果を「(仮称)市民活動推進条例 検討会」に提供したい。

◆ (仮称)市民活動推進条例制定の目的は？

鎌倉市内の市民活動を推進・応援するため。また、協働を推進するため。

市民が自発的に行う、公益的で、
営利を目的としない活動。

市民活動団体と市
市民活動団体と企業
市民活動団体と自治・町内会
・・・など

◆ (仮称)市民活動推進条例のおおよそのイメージ

- 前文／目的／定義／基本理念
・・・市民、市民公益活動団体、事業者及び市は、対等の立場で市民活動・協働の推進に努める。
- 市・市民・団体・事業者の役割・責務
・・・市は、基本理念に基づいて市民活動推進の環境づくりに努める。
- 市民活動推進に関する委員会・審議会の設置
- 市の施策
・・・公共サービスへの参入機会の提供をするよう努める。活動の場の提供をするよう努める。財政的支援をする。など

⇒裏面へ



◆ 制定までの過程は？

- ①市民活動・協働についての様々な意見を吸い上げる。
 - ▶ 検討会を8回実施(平成28年5月～9月)。アドバイザー2名＋メンバー15人(社協、市総連、商工会議所、市民活動(NPO)団体のみなさん、職員、公募市民)
 - ▶ フォーラム、ワークショップ等を実施。
- ②市が条例の形を作り、平成29年2月議会にかける。⇒議決をもって制定。

お忙しいところ、いつも市の業務に
ご協力いただきありがとうございます。

アンケートのご回答、よろしくお願いいたします。

【事務担当】

市民活動部地域のつながり推進課

担当 熊野・加藤

☎0467(23)3000 内線2582

メール npo@city.kamakura.kanagawa.jp

